

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（業務の代理又は事務の代行）</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令に定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保険募集の代理、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの</p>	<p>（業務の代理又は事務の代行）</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令に定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの</p>